

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東庄町	桁沼地区(宮本、青馬、今郡、谷津、羽計、高部、鹿野戸、根方、仲内)	令和4年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内(桁沼地区)の耕地面積	395ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	266ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	71ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	28ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	43ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	198.1ha
(備考) 担い手が既に耕作をしている面積233.7ha	

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>当地区の農地について、アンケート回答のあった耕地面積の約67%が60歳以上の耕作者となっている。70才以上の耕作者でみると、面積はおよそ71haとなっていて、そのうちの後継者がいる農地は28haほどとなっている。アンケートの結果より、後継者がいない耕作者が71%となっていて、今後5～10年後には耕作者がさらに減少していくことが見込まれる。地域の農地を維持していくためには担い手の確保が必要となる。</p> <p>また、当該地区の現状を見ると担い手への集積は少しずつ進んでいる一方で地区内耕作者の圃場は分散しており、担い手への農地の集約化は進んでいない。将来的に担い手が地区内農地作業効率を上げ規模拡大、農地維持をしていくためには農地の集約方法について地域ぐるみで検討を重ねていく必要がある。</p>

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>当地区の水田利用は、現在の耕作者ができるだけ現状維持で取り組むが、規模縮小やリタイアする農地については中心経営体や規模拡大の意向があった地域内の耕作者への集積を進める。農地の集約化に関する方針は、担い手ごとに分散してしまっている圃場を、関係機関と連携して担い手同士の話し合いや地権者への説明などを実施し、農地交換などにより圃場をまとめ、農作業の効率を上げ集約化を進め、分散錯圃を解消していく。</p>

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	1.5 ha	水稲	8.0 ha	桁沼耕地
認農	B	水稲、園芸	2.6 ha	水稲、園芸	10.0 ha	桁沼耕地
認農	C	水稲、園芸	1.8 ha	水稲、園芸	1.8 ha	桁沼耕地
認農	D	水稲、園芸	18.9 ha	水稲、園芸	50.0 ha	桁沼耕地、東今泉、石出、笹川
認農	E	水稲	10.0 ha	水稲	15.0 ha	桁沼耕地、石出
認農	F	水稲、園芸	2.2 ha	水稲、園芸	3.0 ha	桁沼耕地
認農	G	水稲	23.8 ha	水稲	60.0 ha	桁沼耕地、笹川
認農	H	水稲	0.7 ha	水稲	1.0 ha	桁沼耕地、夏目
認農	I	水稲	4.4 ha	水稲	10.0 ha	桁沼耕地
到達	J	水稲	9.7 ha	水稲	25.0 ha	桁沼耕地
認農	K	水稲、園芸	9.7 ha	水稲、園芸	10.0 ha	桁沼耕地
到達	L	水稲	3.8 ha	水稲	5.0 ha	桁沼耕地
認農	M	水稲	7.7 ha	水稲	15.0 ha	桁沼耕地
認農	N	水稲、園芸	10.1 ha	水稲、園芸	40.0 ha	桁沼耕地
認農	O	水稲	5.2 ha	水稲	8.0 ha	桁沼耕地、笹川
認農	P	水稲	21.8 ha	水稲	35.0 ha	桁沼耕地、平山、笹川
認農	Q	水稲	36.8 ha	水稲	50.0 ha	桁沼耕地、東今泉、石出、笹川
認農法	R	水稲	36.8 ha	水稲	50.0 ha	桁沼耕地、東今泉、石出、笹川
認農	S	水稲、肉用牛	10.8 ha	水稲、肉用牛	12.0 ha	桁沼耕地、平山
認農	T	水稲、園芸	17.4 ha	水稲、園芸	20.0 ha	桁沼耕地
認農法	U	水稲	7.0 ha	水稲	15.0 ha	桁沼耕地、新宿、笹川
認農	V	水稲	9.0 ha	水稲	20.0 ha	桁沼耕地、平山、笹川
認農	W	水稲	0.9 ha	水稲	1.0 ha	桁沼耕地、窪野谷
認農	X	水稲、園芸	0.4 ha	水稲、園芸	1.0 ha	桁沼耕地
到達	Y	水稲、園芸	13.8 ha	水稲、園芸	13.8 ha	桁沼耕地、笹川
認農	Z	水稲	5.1 ha	水稲	6.0 ha	桁沼耕地、笹川
認農	AA	水稲、園芸	1.0 ha	水稲、園芸	1.3 ha	桁沼耕地、笹川
認農	AB	園芸	2.2 ha	園芸	2.2 ha	桁沼耕地
認農	AC	園芸	0.5 ha	園芸	0.5 ha	桁沼耕地
認農	AD	園芸	1.5 ha	園芸	1.5 ha	桁沼耕地
認農	AE	園芸	0.5 ha	園芸	0.5 ha	桁沼耕地
認農	AF	水稲、園芸	2.1 ha	水稲、園芸	2.1 ha	桁沼耕地
認農法	AG	園芸	1.2 ha	園芸	1.2 ha	桁沼耕地(外周)
認農法	AH	肉用牛	0.7 ha	肉用牛	0.7 ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農法	AI	酪農	1.7 ha	酪農	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農	AJ	肉用牛	1.0 ha	肉用牛	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農法	AK	養豚	— ha	養豚	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農法	AL	養豚	— ha	養豚	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農法	AM	養豚	— ha	養豚	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
認農	AN	養豚	— ha	養豚	— ha	桁沼耕地(耕畜連携)
計	40経営体		247.5 ha		445.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地交換をして担い手に集約するためには、地代の統一化や類似条件ほ場の区画割りを検討する必要がある。まずは、担い手同士で互いの耕作地の交換イメージを地図上に作成する。
- ・農地交換は地権者の理解が必要であることから、関係機関と連携して農地集約の必要性や農地中間管理機構への制度を説明して機構を活用した利用権設定を促進していく。
- ・機構を活用することで実施できる地元負担の少ない基盤整備の検討(土地改良区、地権者等と十分な協議が必要)

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。